

村の世帯・人口

昭和49年 5 月末日現在

総世帯数 2,506戸

人 口 11,498人

男 5,810人

女 5,688人

5 月の人口移動

出生 15 死亡 6

転入 93 転出 74

婚姻 7 離婚 0



広報にはら

発行所

西原村役場

電話 (098995) 5011

5013・5012

印刷所

桑江印刷所

電話 (098995) 2365

一、村政情報

一、昭和四十九年度第三回

議会定例会終る……………1

一、昭和四十九年度の個人の

村民税の改正された点……………2

一、西原村災害弔慰金の支給及び

災害援護資金の貸付について……………4

一、本土視察研修報告……………4

二、村民の広場

一、西原村第一回植樹祭成功……………6

一、西原村農協総会終る……………7

一、村育英会総会終る……………7

一、西原村青年連合会総会終る……………7

一、村体協排、箒・卓球大会終る……………9

一、私の主張……………8

三、告知板

一、正しい犬の飼い方……………10

一、村育英会へ寄付……………10

一、調査員募集……………10

夏休み、水難防止につとめましょう

村政情報

昭和四十九年度

第三回議会定例会終る

去る六月二十七日から二十九日まで

で三日間の会期で昭和四十九年度第

三回議会定例会が開かれました。

今議会に提出された議題は、報告

が一件、議案が十三件、決議一件、

計十五件でした。

次に議案の真剣な討議の結果を簡単に紹介致します。

▼報告第一号：昭和四十八年度西原

村水道事業会計予算繰越について

▼議案第四〇三号：災害弔慰金の支

給及び災害援助資金の貸付けた関

する条例の制定について（原案可

決）…条例の内容については別の

項で説明します。

▼議案第三九四号：西原村税条例の

一部改正について（原案可決）…

内容については別の項で説明しま

す。

▼議案第三九六号：中頭地方視察覧

協議会規約の一部改正について

（原案可決）…コザ市、美里村の

合併により、沖縄市に名称がえ。

▼議案第三九四号、四〇〇号、四〇

一号、四〇二号：村営土地改良事

業認可申請について（原案可決）

…小那覇地内排水、兼久地内排

水、棚原地内排水、幸地地内農道

工事

▼議案第四〇六号：西原村国民健康

保険税条例の一部改正について

（原案可決）

▼議案第三九五号：与那原町、西原

村清掃施設組合規約の一部改正に

ついて（原案可決）…佐敷村が新

規加入

▼議案第三九八号：西原村職員定数

条例の一部改正について（原案可

決）…消防職員二人の増員

▼議案第四〇四号：昭和四十九年度

西原村一般会計補正予算について

（原案可決）…繰越金の補正増

▼議案第四〇五号：昭和四十九年度

西原村水道事業会計補正予算につ

いて（原案可決）

▼議案第三九七号：西原村議会の議

員の定数を減少する条例の制定に

ついて（原案可決）…法定数二十

二名を二〇名に減少

▼決議：一月二日、三日並びに祝日

の郵便配達廃止に関する要請決議

について（決議）

昭和49年度の個人の村民税の改正された点

昭和49年度の村民税の改正は、昭和48年度に引き続いて納税者の負担の軽減を図るため、昭和48年度の所得税法改正に伴う給与所得控除の引き上げのほか基礎控除、配偶者控除、扶養控除等が上げられました。また障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労厚生控除についてもそれぞれ引き上げられるとともに、障害者未成年者、老年者及び寡婦についての非課税の範囲が広がられました。このほか、土地対策の一環として、所得税において事業所得又は雑所得の基 因 となった礎土地等の譲渡による所得に対する課税の特例措置が設けられたのに対して、村民税の課税についても所得税と同じような課税の特例が設けられました。

一 主な減税の内容は、次のとおりです。

(一) 基礎控除などの所得控除の引上げによる減税

村民税の所得割は、納税者の所得の大小に応じて負担していただく税金ですが、所得の全体に対して税金がかかるものではありません。納税者に配偶者や扶養親族がいることによって、それぞれの控除がその納税者の所得から控除できる方法があり、これらを差引いた残りの所得に対して税金がかかることになります。

	昭和48年度	昭和49年度
基礎控除 (納税者全員が差し引かれます)	16万円	18万円
配偶者控除 (控除対象配偶者をもつ納税者が差し引かれます。)	15万円	18万円
扶養控除 (扶養親族をもつ納税者が差し引かれます)	12万円	14万円
(ただし、納税者に配偶者がいない場合の1人目に限り)	14万円	16万円
◎ 以上の減税措置により夫婦子供二人の給与所者の課税最低限は	86万円	101万円
障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除等は	12万円	13万円

二 住民税の所得割のかからない人

新聞などでよく、課税最低限は何万円 という言葉がでてきますが、この課税最低限とは、納税者の収入や所得が、どの程度であれば税金がかからないという一応の目安です。そこで、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び社会保険料控除だけが差し引かれる人の場合を例にとって、収入の限度額を家族別に計算すると次の表のようになります。(給与所得者の場合)

	20万円	40万円	60万円	80万円	100万円
独 身		335千円			
		403千円			
夫 婦			552千円		
			643千円		
夫婦子1人				706千円	
				829千円	
夫婦子2人					865千円
					1,016千円

◎ この金額は、給与所得控除を差し引く前の収入金額です。

三 村民税及び県民税における譲渡所得の課税

本村では今年から土地、建物等の資産を譲渡した所得に対し村県民税が課税されるようになりました。譲渡所得には短期と長期に区分されますが、今回は短期はなく、長期譲渡所得だけが課税の対象になりました。短期譲渡所得とは、資産の所得の日以後5年以内に譲渡したもので長期譲渡所得は5年以後、譲渡したものである。その税率は次のとおりであります。

(譲渡の時期)	(県民税)	(村民税)
昭和48年中	1.3%	2.7%
昭和49年～50年中	1.6%	3.4%

西原村災害弔慰金の支給及び

災害援護資金の貸付について

去る六月二十七日から二十九日に開かれた。第三回議定会定例会で、西原村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例が制定されました。その内容について説明致します。

この条例は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律及び同法施行令の規定にもつき暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行う制度もつて村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とするものです。

災害弔慰金を支給される遺族の範囲は①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母となっています。

災害弔慰金の額は、災害により死亡した者一人当たり五〇万円です。

災害援護資金の貸付は、災害により、①療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷、②被害程度が住居又は家財の価額のおお

むね三分の一以上の損害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため行なうものです。

貸付限度額は別表に見る通りで、償還期間は、十年で据置期間は、そのうち三年（令で定める場合は五年）となっています。

据置期間（三年）中は無利子で、その後は、利率を延滞の場合を除き年三パーセントとなっています。

世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合	30万円
住居が全壊した場合	50万円
住居が半壊した場合	30万円
家財について被害全額がその価額のおおむね3分の1以上の損害を受けた場合	20万円

会議は各市の当面する問題を事前に提起させ、各市の状況報告を受け、後に質疑応答の形式で、左記に上げる各項に活発な研究討議が行なわれた。

特に開発問題と非施設の目標設定等、高度な問題が焦点となり、充実した研究会であった。

一、物価変動に応じた予算の適正執行について（久留米市）

二、総合計画見直しについて（宮崎市）

三、大規模開発に対する基本的態度と行政指導について（宮崎市）

四、土地利用計画について（大牟田市）

五、行政区域をこえる開発行為について（大分市）

六、公共下水道区域外における開発行為に対する環境保全（水質汚濁防止）対策について（熊本

市）

七、公有地拡大推進に関する法律による土地の先買い等について（大村市）

八、低開発地域工業開発促進法第五条に規定する措置の取り扱いについて（大村市）

九、総需要抑制政策に伴う開発公社の資金運用について（久留米市）

十、事業の進行管理について（沖縄市）

十一、都市生活水準（非施設）策定に伴う目標水準設定の手法について（唐津市）

十二、地方行政確立の構想と対策について（大牟田市）

▲五月三十一日（金）、長崎県諫早市内視察研修。

諫早市は、面積一四六・七八平方キロメートル、人口、六万七千六五九人、予算規模四十六億四千九百九

本土視察研修報告

村役場企画課長 翁 長 正 貞

去る五月二十九日から六月五日、八日間にわたって村企画課の翁長正貞課長が長崎県、福岡県における行政視察研修に参加しました。

研修を終えて帰任した翁長課長の弁によると、本土における地方行政は、沖縄のそれに比べ十年も二十年も進んですばらしく、一歩進んだ形で、いかにしてより住み良い生活環境にするかに取り組んでいるのとこのことであった。

はるかに立ち遅くれた社会情況、

文化情況を一日も早く高め、整備する意味からも、ネジリハチマキで頑張らねばと、その強い反省と抱負を語っていた。

次は研修の内容の紹介です。

まず、五月三十日（木）諫早市於、九州開発都市企画主管者会議に出席、同会議の加盟市は二十九市で、五十名が出席。オブザーバー、四市七村（沖縄県）十四名、計三十三市七村、六十四名の出席で、午前十時に開会された。



役場敷地を利用して、街路樹の苗圃
後方は、多良見町庁舎（円内は翁長貞氏）

十七万円で、長崎市に至る陸上交通機関の表玄関。

のどかな住宅都市で、開発もそれ程進んでなく、内陸型の具津金属工場団地、敷地面積十一万四千三百平方メートル、事業所数十七社がある程度。しかし、西諫早ニュータウン（百四十八ヘクタール、計画人口二万人）が開発途上にあり、人口急増に伴なう行政需要膨張が予想され、その対策として、この団地については、土地利用を宅地五七・八パーセント、公共用地四二・二パーセントに定め、緑地、公園、公共施設用地の確保に力を入れ、現在、市道舗装率四三・七パーセントである。

諫早市は、緑が豊富にあり、道行く人に定住を呼びかけているような街であったが、市庁舎、市民センター、武道館、養護老人ホーム、保育所、ゴミ焼却場、下水道事業に伴なう終末処理場等完備し、先の道路の整備とあいまって、充実した行政が執行されていた。ところで、この市を東西に分断する本命川という川が

あるが、昭和二十八年の氾濫により、死者六〇〇余名を出し、その後、川まつりを行ない。死者の冥福を祈っているが、現在、この川に放つためホタルを飼育し、情緒豊かな川辺作りに励んでおり、木目細かい高い制限の行政が進められていた。

▲六月一日（土）、長崎県多良見町視察。

多良見町は、面積三七・六平方キロメートル、人口、九千四百八十人、予算規模七億四百八十一万八千円で長崎市と諫早市の中間にある。

一時は、過疎化現象があらわれたが、近年長崎市からのドーナツ現象により活気を取り戻し、人口の割に面積も広く、財政力も上位にあり、ミカン栽培が盛んな町である。

町道舗装率は六〇パーセント、

農林道も農林漁業資金を農家が借り入れ舗装し九〇パーセントの舗装率となっている。また、近い将来人口急増が予想され、その対策として、既に都市計画事業に着手し、昭和五十二年までには区画整理事業も完成

する予定。このように生活基盤整備の徹底した町で、他の行政についても伝染病隔離病棟、消防、し尿等広域行政を行ない合理的行政を執行している。

▲六月四日（火）福岡県大野城市視察
大野城市は面積二四平方キロメートル、人口四万三千九百六十五人、予算規模三十一億九千七十七万四千円で、過密都市、福岡市のベッドタウンとしての発展途上にある。

自治省のモデル地区指定を受け、補助金なしで、社会教育都市建設を目ざし、コミュニティセンター、文化センター、児童体育館、運動公園、テニスコート、児童用プール等の建設を進め、既に中央公民館をはじめ、各行政区に敷地五〇〇平方メートル、建物二五〇平方メートルを全額市が負担し、公民館十八戸を建設完了している新興都市で、市道舗装率三一パーセントとなっている。

この市は、伝染病隔離病棟、消防、上水道、ゴミ、し尿等広域行政を広く採用し、行政の合理化を図り、他方では財政確立の面で、百三十二ヘクタールの準工業地域を指定し、住工分離の方針をとっている。それにもとづいて既設工場に対して、設備改善融資の斡旋を行ない、移転も合わせて、市から一企業当り、二〇〇万円以内、年利四パーセント、償還期間三年以内の貸付制度を実施している。

開発行為者に対し、公園、緑地、公共用地等を提供させて、公災害の未然防止に万全を期している。

研修の内容は以上の通りであるが米軍の支配下にあった我が県と本土の行政状況を比較して特に痛感したことは次の点であった。

まず第一に、本土では長期計画がすでに樹立され、実施されており、社会情勢に対応すべく修正時期に至っているが、沖縄では目下、計画策定の段階で、計画行政の立ち遅れがはつきりしているということである。

第二には、地方自治が三割自治といわれながら、諸施設の整備状況から、財政の充実がうかがわれ、財政確立の面で、工業促進を図かる反面、各種の事業を広域行政の推進により行財政の合理化が図られている。

村民の広場

第三には、道路、公園、排水、社会福祉施設、社会教育等の公共施設が完備されている。その上に価値観の変化による非施設の目標設定の段階に入っており、行政高次限化の方

向にあり、生活空間としての緑地の造成にも多額の費用を注ぎ、沖縄以上に亜熱帯植物が繁茂し、公園、道路、排水等に空肌やチリが一つもなく、住民の自覚と衛生思想の高さがうかがわれた。

西原村第一回植樹祭成功

去る六月三十日、午後二時から西原村緑化文部(宮平吉太郎支部長)主催・沖縄県、沖縄県緑化推進委員

会後援の西原村第一回植樹祭が、宇安室の遊び場(約六〇〇坪)で行なわれました。



緑のため……握るシヨベルにも力がこもる

えました。式典終了後、ただちに植樹に移り参加者全員で、ワシントンヤシ、三十六本、ホルト(俗称ターラシ)二十四本、クロトン百本、計百六十本を遊び場の周辺に植え付けました。今まで、殺風景の遊び場に一度に緑があふれたようで、根付いた後が大いに楽しんだ、と参加者のほとんどが口にしていた。

広場は、六〇〇坪とスペースも広く、夏になるとホルト(ターラシ)にセミがむらがり、夏の風物詩をかもし出し、子供達が元気良く、はしやぎ遊ぶすがすがしく、今から頭の中に浮んでくるようだ。

苗木を全部植え付けた後、記念樹として、村から南洋杉百三〇本が参加者全員に配布され、緑化の波を家庭へと呼びかけがなされました。

村の緑化支部のこうした地域ぐるみ緑化の運動は、じょじょに村民の間にも浸透がすすみ、その成果が心から期待されています。

こうした緑化運動へ積極的に参加するという意味で、植樹祭の翌七月一日に村在の拓南鉄工株式会社(新垣忠雄社長)から緑化運動に役立て欲しいと金十萬円の御寄付がありました。

村緑化支部では、こうした村民はじめてとする緑化の盛り上がり意を強くし今後、益々強力に推進していく決意を述べておりました。

その日は、安室、桃原の住民を初め、村役場職員、各字事務担任者、村在の主な会社の有志、それに県農林水産部、県緑化推進委員会の関係者が百人近く参加し、盛り上がりのある植樹祭となりました。

式典は、まず大城政吉村緑化副支

部長の開会のことばに始まり、宮平吉太郎緑化支部長のあいさつで、第一回植樹祭の目的と意義が明らかにされました。

その後、平良幸市県緑化推進委員会、県農林水産部長の祝辞をいただき、約三十分間にわたる式典を終



西原村農協総会終る

去る六月二十六日、午後二時から村役場ホールで、西原村農業協同組合（城間光雄組合長）の昭和四十九年度通常総会が開かれました。

会場には、組合員が五〇〇余名も出席し、あふれんばかりの盛況ぶり。

会は、まず大城政吉理事の開会のことばに始まり、城間光雄組合長あいさつ、議長選出、議事録署名人及び書記指名とスムーズに進行され、十項目にわたる議案審議が行なわれました。

慎重な審議の結果、提案通り採択され、昭和四十九年度の事業計画については次のように決められました。

基本方針として、経済の国際的影響、大企業の独善的反社会的な企業運営等で、高物価の荒波をともに受けている農家経済を立直すために積極的な事業推進を行って行くとなっております。

村育英会総会終る

去る六月二十一日、午後三時から西原村役場ホールで、村育英会（宮平吉太郎会長）の昭和四十九年度の総会が開かれました。

会場には、約三十余名の役員、理事が出席し、昭和四十八年度の予算決算及び監査報告がなされ承認されました。次いで昭和四十九年度の予算審議がなされ提案通り採択されました。

今年度の歳入は六十五万七〇〇円で前年度より少ないワケとなっており貸付は現状維持となっています。

今年の四月末現在、貸付を受けている学生は五名で、一万円（本土在学生）が三人、六千円（県内学生）が二人となっています。

現在、償還を行なっている卒業生は四名で、本土大学卒業生四名となっています。

運営の方針として、①信用事業：貯蓄増強運動を推進し、組合員の資金需要に充分答え得るようにする。

②経済事業：キビ作の場合、近年とくに著しい宅地造成、その他の開発による栽培面積の減少に対処し、古株更新、肥培管理の強化を推進する。また、農畜産物の価格安定等も関係機関と連携し図って行く。

③共済事業：長期共済四億円を目標に全力を尽して行く。

現在、組合員数は正組合員が一千六百六十五人、准組合員が五百六十六人、計二千二百三十一人となっており、組合員もふやし、キビ作りや野採の共同出荷、花卉の本土出荷等の指導事業、長期、短期の共済事業、生産資材、生活資材の購買事業、キビ、ガーベラ、野菜、肉牛、肉豚等の販売事業等も、従来通り強力に取り組んで行くことになっています。

そして、新たに八〇坪の設備計画

も予定され、村農協が今後、益々発展し、多くの村民に大きく寄与するものと期待されます。

総会の閉会后、ただちに、今年から新しい試みとして、第一回西原村農協演芸コンクールが行なわれ、つめかけた多くの組合員は拍手かっさい、楽しいムードでした。

このコンクールの目的は健康で明るく融和な精神と組合員の協力組織の発達を促進し、以って農業生産力の増進を図ることにあり、十二の部落から十三の演技が行なわれ、会場のムードの良さといい、初期の目的を充分果した、楽しいコンクール風景でした。

厳正公平な審査の結果、一位に観衆のヤンヤのかっさいを受けた池田婦人会のキンキラキンが輝き、二位には我謝婦人会の果報節外、三位には仲伊保婦人会のはんじょう節が入り、特別出演の小波津の獅子舞、農協職員の伊計離節外、与古田氏のナツメロシーとバラエティーにとんだ二時間にわたるコンクールの幕は閉じられました。

西原村青年連合会総会終る

去る六月二十一日、午後八時から西原村役場ホールで西原村青年連合会（喜納昌春会長）の昭和四十九年度の総会が開かれました。

出席者は、二十余名と少なかったが、前回の役員会での合意事項として、総会の名の下に、左記の事項について真剣に審議討論されました。

①昭和四十八年度予算決算の報告及び承認

②昭和四十九年度予算審議

③昭和四十九年度事業計画の審議及び承認

④昭和四十九年度役員選出

その結果、昭和四十八年度の決算が承認され、昭和四十九年度の予算

も検討事項を含め、原案通り承認。

前回の役員会で承認された。年間行事計画も再度検討され承認、新年度の役員は、前年度の喜納昌春会長（上原）の留任が承認され、その他、役員が次の通り選出されました。

▼副会長：寄川孝勇（我謝）、城間藤子（棚原）▼事務局長：喜屋武照正（桃原）局員：新垣敏夫（我謝）

▼書記：与那城初江（安室）▼会計：玉那覇明子（我謝）▲文化部長：

良原栄（兼久）副部长：崎原盛広（崎原）▼体育部長：玉城善則（与那城）▼副部长：新垣茂夫（与那城）

▼監事：宮平正和（我謝）玉井正幸

（兼久）

私たちのグループが結成されて十年目になります。当時の私たちの家庭生活がどんなものであったか御想像いただけると思います。

その当時の生活は、外部からの文化的な刺激が、ほとんどなく、つねに同然の生活をくり返していたものです。

朝はうす暗いうちに起きて、朝食の準備、子供の世話、洗濯、掃除、野良仕事等、数えあげればきりのない、同じことのくり返しの毎日でした。そして、何の楽しみもない無味乾燥な日々を送っていたのです。

丁度その頃、こうした主婦の生活をいくらかでも改善して、明るく、楽しい、有意義な生活をという目的で生活改善グループが結成されました。しかし、結成当時は、生活改善グループに対する認識がうすく、加入する主婦は少なかった。そういう実情の中でも普及員の方は、くじけずに一生懸命呼びかけてくださいました。その時、私も幼な子をかかえてグループの仲間入りをしました



意見発表する比嘉千代さん

私の主張

「健康なくらしをめざし」

幸地生改グループ

比嘉千代

(昭和四十九年度村普及事業連絡協議会より)

昭和49年度行事計画

	体育部	文化部	その他
6月			各字、青年団との交流会
7月		交通安全ラリー	移動文化活動
8月	村民体育大会後援	幹部研修会	
9月	ボーリング大会	盆踊り	
10月	ソフトボール大会		移動文化活動
11月	駅伝大会 (第10回)		
12月		ダンス・パーティー	
1月	マラソン大会		
2月		青年祭	
3月			総会

が、主人一人の収入だけでは家計のやりくりが大変困難な状態でした。それで、私は九歳、七歳、三歳の三人の子供を実家の母にあずけて、週一回のパートに出ていました。

子供の養育と同時に私たちは家を建てるという目的がありましたので週一回のパートが一週間と働きづめとなり、だんだんとグループから遠のいていくようになりました。それでも私はグループで学んだことを忘れずに地道に実行しておりました。

月日と共にグループの年代も入れ変わり会員が若がえった頃、念願の我が家建てる事が出来ました。

一九六八年グループ員の暖かい励ましで私も再び会員として加入することができました。結成当時に比べグループでの学習内容も大きく変わり、日常生活の身近な問題を取り上げて勉強会をもっている姿に接した時、私も学ばなければと意欲が、もりもり湧いてきました。

金と暇さえあれば何でも出来る

思いがちな今日、私たちが生活改善で学んでいることは「お金では買えないことが出来ない価値あるもの」と私なりに解釈しております。

例えば、食生活の面で市販されている漬物には、食品添加物や有害色素等が混合されていて、いかにも消費者の食欲をそそるものがあります。が、それは私たちの健康をそこねて、肝臓障害や腎臓障害を起こすといわれております。

現に最近では、肝臓、腎臓等の病気が多いといわれています。

こうした問題も、私たちの日常生活と知識の足りなさから来るものだと思います。

その外に、家計簿の問題、人間同志のふれ合い等、いろいろの問題を

解決していくために、私はグループに入って、決して無駄ではなかったと一人誇りに思っています。

また私は、自分の家庭を今一度ふり返って見た時、日常生活はもとより食生活においても、生活改善グループの一員となったおかげで、自分が大変成長させられたと思っています。

グループ結成以来、十年間、日常生活に欠かせないことばかり習って参りましたが、とくに台所を必ずやる主婦として、家族の健康を守る重大責任を負わされていること等をグループに加入して始めて知りました、

家庭の主婦は、栄養士であると同時に、調理士でもあり、医者でもあ

ります。家族の健康をあずかる医者や家族から一人でも病人を出すとなれば主婦としては失格者だといわれます。

私たちは、お互い主婦としての立場をよく理解して、より良い家庭生活を営むことが出来るように努力していきたいと思っています。

考えれば、グループ活動は、主婦にとつて、この上もない知識を身につける場であり、また思考の場であると思います。これまでの封建的な考え方から抜け出し、生活を改善していくことによって自らの明るい家庭楽しい人間関係が築かれるのだと信じます。

村体協排・籠・卓球大会終る

去る六月十六日、午前九時から村体協（小川正元会長）主催の昭和四十九年度各字対抗バレー、バスケット

ト、卓球大会が新築の西原中学校体育館で行なわれました。

いよいよ夏のスポーツシーズンに



熱戦のバスケットボール

入り、これから各種のスポーツ、その他の行事が予定されている。その幕あけにふさわしく各種目に各字の青年男女が、その若さと情熱をぶつけ合いました。

各種目の結果は次の通りです。

▼バレーボール

●男子（十二チーム）：優勝Ⅱ我謝チーム、二位Ⅱ内間チーム、三位Ⅱ小那覇チーム、小橋川チーム●女子（八チーム）：優勝Ⅱ我謝チーム、二位Ⅱ幸地チーム、三位Ⅱ伊保之浜チーム

▼バスケットボール

●男子（十二チーム）：優勝Ⅱ与那城チーム、二位Ⅱ小橋川チーム、三位Ⅱ伊保之浜チーム、幸地チーム●女子（八チーム）：優勝Ⅱ幸地チーム、二位Ⅱ我謝チーム、三位Ⅱ小波津チーム、伊保之浜チーム

▼卓球（十二チーム）：優勝Ⅱ小橋

川チーム、二位Ⅱ与那城チーム、三位Ⅱ伊保之浜チーム、幸地チーム



正しい犬の飼い方

文化の発展が日進月歩の私たちの社会。それにともない、動物愛護の精神も高まりを見せ、それに関する法律の整備も着実になされてい

ま。今日は、ペットとして、多くの家庭で飼われている動物の中から、犬の正しい飼い方について考えて行

きましょう。犬は記憶力のよい、感情豊かな動物で、やさしい言葉を好むといわれます。それだけに愛情をこめて飼育された犬は、従順で人なつっこい、やさしい性格を示します。反対に飼

い方を誤ると人にかみついたり、ゴミ箱を荒したり、他人に迷惑をかける、かわいげのない動物となつてしま

います。そこで犬の正しい飼い方の基本となる飼主が守らなければならない

ことを列記しましょう。

①登録(年三〇〇円)について

生後三カ月以上の犬は、毎年一回(定期は四月中旬に)村役場で登録申請をして犬鑑札を受け、犬の首輪につけておかねばなりません。

はじめから二十日以内に犬鑑札を受け、注射済票を首輪につけておかなければなりません。

②予防注射(一回済票とも三百十

円)について生後三カ月以上の犬は毎年春(四月〜六月)と秋(十月〜十二月)年二回狂犬病予防注射を受け、注射済票を首輪につけておかなければなりません。

注射は保健所か又はもよりの開業獣医師で受け、開業獣医師で注射を受けたときはかならず注射済票を保健所に示して注射済票を受けて

ください。

③犬のけい留について

飼主は、いつも人に危害をおよぼさない場所に犬をつないでおい

てください。

夜、犬を放すことは放浪癖をつ

け、他人に迷惑をかけます。屋敷内

で放し飼いをする場合でも屋外に逃

げ出さないよう、金網、さく等を作

ってください。

④その他、以上の外に大舎の清掃と

こん虫の駆除。他人の敷地、道路、

公園等を荒したり、ふんで汚さない

こと。飼犬がいる旨犬の標示をす

ること。犬を捨てないこと。なお、

不要の子犬は保健所に届けてくだ

さい。

村育英会へ寄附

去る六月十九日と二十一日に村民のお二人から村育英会の活動資金へと、それぞれ十萬円の香典返し、御芳志がありました。

村民へ御紹介し、お礼申し上げます。

▼香典返し

六月十九日に故小橋川吉次郎氏の

香典返しとして小橋川英吉氏(字我

謝)から十萬円。

▼御芳志

六月二十一日、城間哲男氏(字翁

長)から十萬円。

調査員募集

八月の下旬に第二回目の交通量調査を実施することになりました。

つきましては、調査員を募集して

おりますので、ご希望の高校生、大

学生、その他の方は、村役場企画課

まで連絡下さい。電話五〇一一・五

〇一二・五〇一三

▼第二回交通量調査実施について

一、日時：八月下旬、午前七時〜午

後七時

二、場所：西原村内

三、日当：三千円



犬の安全管理のため予防接種

